

岐阜県公報

第二千九百三十八号
平成三十年四月十三日

(金曜日)

目次

告示

岐阜県福祉人材総合対策センターの名称の変更の届出
保安林に指定する予定である旨の通知

(地域福祉課) 二二二
(治山課) 二二二

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
指定管理者の指定
公共測量の終了
美濃加茂都市計画の図書の縦覧
岐阜都市計画の図書の縦覧

(商業・金融課) 二二三
(里川振興課) 二二三
(用地課) 二二四
(都市政策課) 二二五
(同) 二二六

告示

岐阜県告示第二百三十五号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十三条第四項の規定により、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会から岐阜県福祉人材総合対策センターの名称の変更の届出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更後の名称

岐阜県福祉人材総合支援センター

二 変更した年月日

平成三十年四月一日

三 変更の理由

福祉人材の確保・定着と育成支援を強化するとともに、福祉人材に関する総合的な支援拠点としての位置づけを明確にするため。

岐阜県告示第二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

<p>一 保安林予定森林の所在場所 大垣市上石津町上字日向山一五四七の三三、一五四七の四九、一五四七の五一</p> <p>二 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>一 届出年月日 平成三十年四月三日</p> <p>二 届出者の氏名又は名称 株式会社パローホルディングス 中部薬品株式会社</p> <p>三 建物の名称及び所在地 パロー中津川東店 中津川市中津川字上金一五五一 外</p> <p>四 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(変更前) 株式会社パローホルディングス 代表取締役 田代 正美 恵那市大井町一八〇番地の一</p> <p>(変更後) 株式会社パローホルディングス 代表取締役 田代 正美 恵那市大井町一八〇番地の一</p> <p>中部薬品株式会社 代表取締役 山口 眞里 多治見市高根町四丁目二九番地</p>
<p>大規模小売店舗の変更の届出に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。</p> <p>なお、その変更届出書等は平成三十年四月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。</p> <p>また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。</p> <p>平成三十年四月十三日</p>	<p>大規模小売店舗の変更の届出に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。</p>

公 示

岐阜県知事 古 田 肇

なお、その変更届出書等は平成三十年四月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年四月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

中部薬品株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロー中津川東店

中津川市中津川字上金二一五五 一 外

四 変更しようとする事項

店舗面積

(変更前) 二、二二三平方メートル

(変更後) 三、一九二平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一六二台

(変更後) 二一九台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 六〇台

(変更後) 三三三台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 一七四平方メートル

(変更後) 二三四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 五六立方メートル

(変更後) 四三・八立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社パロー 午前九時～午後九時

(変更後) 株式会社パロー 午前九時～午後九時

中部薬品株式会社 午前九時～午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分～午後九時三十分

(変更後) 午前八時三十分～午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 二箇所

(変更後) 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 二十四時間

(変更後) 二十四時間

午前六時～翌午前三時

指定管理者の指定

清流長良川あゆパークに係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)第六条の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

郡上市八幡町島谷二二八番地

郡上市

代表者 日置 敏明

二 指定の期間

平成三十年六月二日から平成三十五年三月三十一日まで

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業期間

平成二十九年七月七日から
平成三十年三月二十六日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、関市、美濃市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老町、神戸町、輪之内町、大野町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年六月六日から
平成三十年三月一日まで

四 作業地域

高山市、飛騨市及び下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（数値修正）

三 作業期間

平成二十九年七月十九日から
平成三十年三月二十二日まで

四 作業地域

美濃加茂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により土岐市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

土岐市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ修正）

三 作業期間

平成二十九年五月二十三日から

平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

土岐市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業期間

平成二十九年十月二十三日から

平成三十年三月十六日まで

四 作業地域

瑞穂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により笠松町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

笠松町

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業期間

平成二十九年六月三十日から

平成三十年三月三十日まで

四 作業地域

笠松町

美濃加茂都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

美濃加茂都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び美濃加茂市建設水道部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 宝江地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び瑞穂市都市整備部都市開発課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 柱本池之頭地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び北方町都市環境課

平成三十年四月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社